

庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助制度

～老朽危険建築物の解体工事費用の一部を補助します！～

「庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助制度」の概要

防災、衛生、景観環境の改善を図るため、老朽化した危険建築物の除却（解体工事）に要する費用の一部を補助する制度です。

【補助対象となる建築物】

- 補助の対象となる事業は、次のいずれにも該当すること
 - ・市内に存する現に使用されていない住宅であること（空き家）
 - ・老朽危険建築物^{※1}の認定を受けたもの

※1 老朽危険建築物とは、住宅の不良度が高く、周辺環境へ影響を及ぼすもの



【補助対象者】

- 補助の対象となる者は、次のいずれかに該当すること
 - ・対象建築物の所有者又は相続人（市外の者も可）
 - ・対象建築物の存する土地の所有者又は相続人（市外の者も可）

【補助対象工事】

- 老朽危険建築物の除却（解体）に係る工事で、かつ、解体業者^{※2}が施工すること

※2 解体業者とは、建築工事業、土木工事業、解体工事業の許可又は解体工事業の登録を受けている者

【補助の金額】

対象経費額の1/3

上限30万円



【申請受付】

- 受付開始時期はホームページに記載いたします
 - ・申請受付は先着順となっていますので予定件数に達した時点で終了する予定です
 - ・受付は土、日、祝日を除く午前9時00分～午後5時00分までとします

【申請・お問合せ先】

〒727-8501 庄原市中本町1丁目10番1号
庄原市 環境建設部 都市整備課 建築係
電話：0824-73-1151
FAX：0824-73-1147